

埼政連



目次

- 1 会長就任のご挨拶
埼玉県不動産政治連盟 会長 星野 一雄
- 2 意見交換会を実施しました
宅建懇話会と意見交換を行いました
- 3~4 第38回年次大会を開催 ~全議案可決承認される~
- 5 役員紹介
- 6 平成20年度 土地住宅税制改正ガイダンス
編集後記

「宵の『時の鐘』」(川越市)
写真提供 埼玉県観光連盟

会長就任のご挨拶



埼玉県不動産政治連盟

会長 星野 一雄

会員の皆様におかれましては、日頃より本会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

去る本年5月28日(木)に、浦和ロイヤルパインズホテルにて第38回年次大会を開催いたしましたところ、ご多忙の中、多くの会員の皆様のご出席を賜り、全議案可決承認をいただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

またこの度、引き続き2期目の会長職を務めさせていただく事になりました。

会長就任してからの1期1年間は、皆様のご支援をいただき務めてまいりました。1期日の経験を元に、今後も皆様のご商売がさらに繁栄されますよう活動して参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて昨今の政治情勢は、昨年7月に実施されました参議院選挙の結果によって、国会では参議院の連立与党が過半数を割り込む「ねじれ現象」が生じ、国会運営に支障をきたしております。特に本会が昨年11月に本県選出衆参国會議員の方々へ要望活動を実施しました「平成20年度税制改正関連法案」は、ガソリン暫定税率期間延長の影響を受けて、平成19年度内の成立に至りませんでした。政府は、国民生活の影響が懸念される各種税制の特例適用などを暫定的に延長し、後日衆議院で再可決するなど国民生活への影響を最小限で留めましたが、国会での混乱は国民に不安を与えることになりました。

特に上記の法案は、平成20年度の土地住宅税制特例延長などにも関係した法案であったため我々住建業者への影響が心配されましたが、登録免許税の暫定延長を経て無事可決成立したことから、我々業界への影響は無く、本会の活動の成果が得られたと感じております。

上記のように我々の業界は、行政の政策や税制などに影響を受けやすい政策産業であることから、厳しい経営環境にある我々中小企業は、企業経営維持のためにも我々の要望を行政庁や議会などに強く訴えていかなければなりません。今年度も国政においては国会の混乱が続くことが予測され、今まで以上に厳しい状況にあります。

しかし政局の混乱に惑わされず、我々の要望実現に向けて、粘り強く積極的に要望活動を実施して参りますので、引き続き皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に皆様の益々のご健勝とご商売のご繁栄を心よりご祈念申し上げて、会長就任のご挨拶とさせて頂きます。

意見交換会を実施しました 宅建懇話会と意見交換を行いました

星野会長を始めとする本会役員は、平成19年12月20日(木)に埼玉県議会議員で構成する自由民主党議員宅建懇話会役員と意見交換会を実施しました。

本会では平成19年7月20日に埼玉県へ3項目の要望を行っておりましたが、そのうちの「市街化調整区域における区域指定制度の活用」の実現に向けて、意見交換を行い、再度強く要望いたしました。

交換会当日は県議会会期中にもかかわらず、深井宅建懇話会会长や吉田県議会議長をはじめとする多くの県議会議員の方々にご出席いただきました。

神山宅建懇話会幹事長の司会で始まり、深井宅建懇話会会长と星野会長より挨拶をいただきました。続いて三城幹事長と芝間総務財務委員長より



挨拶 宅建懇話会 深井会長



挨拶
吉田県議会議長



挨拶 星野会長



提案説明
三城幹事長

本会の要望項目の趣旨を説明しました。趣旨の説明後には県議の方々から市街化調整区域の問題点や質問などの活発な意見交換を行い、また本会の要望に賛同いただける意見を頂戴しました。最後に佐久間宅建懇話会最高顧問より閉会の挨拶をいただき、閉会じました。

今後も宅建懇話会の先生方との意見交換の場を多く持ち、県政に対する要望の実現に向けて活動して参ります。

※役職については活動当時のものです。

第38回 年次大会を開催

5月28日
於 浦和ロイヤルパインズホテル

全議案可決承認される



平成20年5月28日(木)、さいたま市浦和区の浦和ロイヤルパインズホテルにて第38回年次大会を会員3,346名(うち委任状出席者3,139名)が出席し、盛大に開催しました。

大会は、保坂副幹事長の司会で始まりました。



会長挨拶 星野会長

続いて議事に入る前に議長に小池副会長、副議長に室岡副会長が選任され、登壇後に資格審査報告、議事録署名人の指名を行い、議事に入りました。

報告事項については三城幹事長、審議事項については三城幹事長



小池議長(右) 室岡副議長(左)



提案説明 三城幹事長



提案説明 芝間委員長

付 議 事 項

(報告事項)

会則一部改正について

(審議事項)

第1号議案 平成19年度活動報告書承認に関する件

第2号議案 平成19年度収支決算書承認に関する件

第3号議案 平成20年度活動方針大綱(案)承認に関する件

第4号議案 平成20年度収支予算書(案)承認に関する件

第5号議案 幹事・監事選任に関する件

第6号議案 全国不動産政治連盟派遣代議員選出に関する件

と芝間総務財務委員長が行い、全議案が原案通り可決承認されました。

特に活動計画である平成20年度活動方針大綱では、市町村への要望活動を各地域の事情に合わせた要望を行う方針が承認されました。

閉会挨拶には田部井副会長が挨拶を行い、年次大会が終了しました。

*役職は、大会当時のものです。



司会 保坂副幹事長



閉会挨拶 田部井副会長

来賓の方々



山口泰明 自民党埼玉県連会長



深井明 県議会議長



相川宗一 さいたま市長



土屋品子 衆院議員



関口昌一 参院議員



金子善次郎 国交大臣政務官



柴山昌彦 衆院議員



中根一幸 衆院議員



新井悦二 衆院議員



中森ふくよ 衆院議員



奥ノ木信夫 県議



神山佐市 県議

役員紹介

本会役員が決定しました

5月28日(木)開催の年次大会及び幹事会にて、平成20・21年度の会長以下、本会役員が決定しましたので、紹介いたします。

役員一同、会員の皆様の権益保護に向けた活動を展開してまいりますので、皆様のご支援、ご協力を
お願い致します。

() 内は所属の地区名です。

会長

副会長

副会長

副会長

副会長



星野 一雄
(彩 央)



三輪 昭彦
(埼 葛)



横田 庄平
(埼玉西部)



田部井 秀二
(埼玉北)



室岡 和俊
(彩 西)

副会長

副会長

副会長

幹事長

副幹事長



小池 東司
(さいたま浦和)



立石 茂男
(川 口)



池田 英之
(埼玉西部)



三城 昭男
(埼 葛)



上田 福三
(所 沢)

総務財務委員長 兼 広報委員長
(会計責任者)

総務財務副委員長 兼 広報副委員長
(会計責任者職務代行者)



芝間 衛
(大 宮)



松永 好夫
(川 口)

□平成20・21年度
総務財務委員会 兼
広報委員会 構成員

役職名	氏名(所属地区名)		
担当副会長	横田 庄平 (埼玉西部)		
幹事長	三城 昭男 (埼葛)	副幹事長	上田 福三 (所沢)
委員長	芝間 衛 (大宮)	副委員長	松永 好夫 (川口)
委員	白石みどり (南彩) 小澤 勲 (県南)	鈴木 純 (本庄) 富田 育夫 (秩父)	松永 兼治 (埼葛)

平成20年度 土地住宅税制改正ガイド

平成20年度税制改正関連法案が昨年度末に国会の混戦の影響を受けましたが、4月30日の衆議院にて可決成立いたしました。

本会が要望した項目について、ほぼ認められるなどの成果を勝ち得ることが出来ました。

下記に改正された土地住宅税制の主要項目を記載いたしましたので、ご確認ください。

1. 住宅取得資金に係る相続税精算課税制度の特例措置の期間延長

住宅取得資金に係る相続税精算課税制度の特例措置（非課税枠2,500万円に1,000万円を上乗せするとともに、65歳未満の者からの贈与も対象とする特例措置）の適用期限を平成21年12月31日まで延長する。

2. 土地の売買による所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の期間延長

土地の売買による所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置について、次の通り、平成20年度は現行の税率を維持し、平成21年度以降は税率を見直した上で、その適用期限を平成23年3月31日まで延長する。

	本則	平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日
土地の売買による所有権移転登記	2%	1%	1.3%	1.5%
土地の所有権信託登記	0.4%	0.2%	0.25%	0.3%

3. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

新築住宅について、固定資産税を3年間（マンションは5年間）1/2に減額する制度の適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。

4. 新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置の延長

新築住宅を宅建業者が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（原則6ヶ月）を経過した日とする不動産取得税の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで2年間延長する。

5. 新築住宅用土地に係る不動産取得税の特例措置の延長

新築住宅用土地の不動産取得税の減額措置について、土地取得後住宅を新築等するまでの期間を3年（マンションの場合は4年）とする特例措置（原則：2年）の適用期限を平成22年3月31日まで延長する。

6. 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置の創設

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く）に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間講ずる（従来の非住宅建物に係る不動産取得税の軽減税率（3.5%）は、平成20年3月31日をもって廃止）。

7. 住宅の超寿命化「200年住宅」促進税制の創設

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の制定に伴い、同法の基準に適合する認定を受けた住宅（いわゆる「200年住宅」）について、登録免許税・不動産取得税等の特例措置を講じる。

8. 住宅の省エネ改修促進税制などの特例措置の創設

①所得税の特例措置

居住者が自己の居住の用に供する家屋について、一定の省エネ改修工事を含む増改築工事を行った場合に、その工事費用に充てるために借入れた住宅ローンを有するときは、その住宅ローン残高（1,000万円を限度）の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除する制度を創設する。

②固定資産税の特例措置

平成20年4月1日から平成22年3月31までの間に、平成20年1月1日に存する住宅（賃貸住宅を除く）について、30万円以上の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税（120m²までを限度）を1/3に減額する特例措置を創設する。

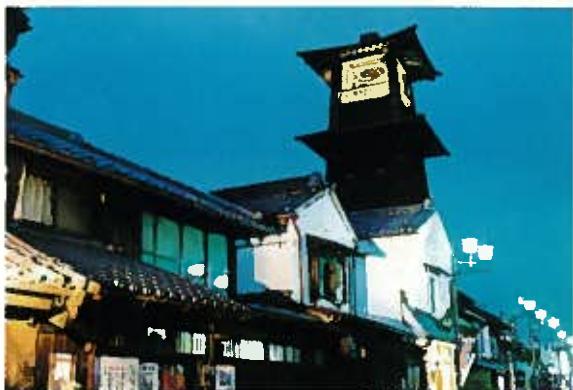
表紙の写真

夜の蔵の街にライトアップされた川越市の時の鐘は、今から約400年前の寛永年間に建てられたのが最初と言われています。

現在の鐘は、明治26年の川越大火の翌年に再建された4代目になり、3層構造の塔で高さは約16メートル、現在も川越市のシンボルとして1日4回の時報を鳴り響かせています。

この鐘の音色は平成8年に環境省の「残したい日本の音風景100選」に認定されました。

「宵の『時の鐘』」(川越市)
写真提供:埼玉県観光連盟



埼政連への ご意見・ご要望募集中

埼政連では、本会活動に会員の皆様の声を反映させる為、ご意見・ご要望を募集しています。
税制・開発行政の問題点や規制緩和策などがございましたら、どしどし下記まで御電話又はFAX・電子メールにて、お寄せください。

TEL 048-811-1816
FAX 048-883-2000
e-mail:saiseiren@saiseiren.jp



*編集後記

総務財務委員長 兼 広報委員長
芝間 衛 (大宮地区)



地震と動物の予知能力について

私は若い頃各地の森林地帯をよく歩く機会があり、特に地理学科出身であったことから自然地理・動植物の生態については関心がありました。もう古い話ですが、伊豆大地震の頃、天城山頂に近い林道から不思議な動物の移動を目撃しました。杉・柏の黒山といわれている森林地帯、これは人工的植林地であり地盤の弱い所であります。

地震の三日前、天城山の頂上の方へ向って全くの昼間に鹿・猪の大移動でした。雨期ではなく、大に追われる事もなくの大移動で、當林署の職員やハイカー等、確認した人は多い様でした。それから一年後、その場に立って見ると見事に20ha位が地すべりで黒山が消えておりました。三日前に動物は安全で比較的平な頂上に移動したことになります。

科学の予知が数分前ならば、動物の予知と集団移動は本能的な予知能力と関係があると感じております。皆様方も思い当る事もあるうかと思いますが如何でしょうか。

■編集委員

役 職	氏 名	所属地区
担当副会長	横田庄平	埼玉西部
委 員 長	芝間 衛	大 宮
副委員長	松永好夫	川 口
委 員	白石みどり	南 彩
//	鈴木 純	本 庄

役 職	氏 名	所属地区
委 員	松永兼治	埼 葛
//	小澤 勲	県 南
//	富田育夫	秩 父
幹 事 長	三城昭男	埼 葛
副幹事長	上田福三	所 沢

■平成20年7月20日発行 ■発行所 埼玉県不動産政治連盟

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15

●発行人 星野 一雄

●編集人 芝間 衛

電話 048-811-1816 (直通) FAX 048-883-2000

ホームページ <http://saiseiren.jp>